

2020年10月12日
(一社)茂原労働基準協会

事業主各位

「職長(監督者)等安全衛生教育」のご案内

本教育は、労働安全衛生法第60条において、「新たに職長の職務に就く予定の方、職長になられた方および監督者は安全衛生教育を受けなければならない」と義務付けられているものです。
貴事業所の安全衛生管理・監督者として必要な知識や指導力習得のため、是非この機会に受講いただきたくご案内申し上げます。

記

1. 日時等

回次	日付	時間	定員	会場
1回目	11/17(火)～18(水)	9:00～17:00 (2日目16:00まで)	25名	茂原市役所
2回目	11/24(火)～25(水)	〃	〃	市民室

注:本教育は2回開催いたしますので、上記回次のいずれかを選択しお申込みください。

【留意事項】教育実施にあたっては手指消毒・体温測定を実施し、マスク着用(各自持参)となります。
開講時間の10分前に時間厳守にてご来場願います。

2. 会場・所在地 茂原市役所 市民室 (住所:茂原市道表1番地)

※開催場所及び駐車場の地図は受講票に表記しております。

3. 教育内容 本紙裏面を参照願います。

4. 申込方法 **【締切日 10月30日(金)、募集人員:25名×2回 計 50名】**

別紙「受講申込書・受講票」に必要事項をご記入の上、郵送等にて協会宛にお申し込みください。

※締切日前に定員に達する場合がありますので、郵送前に応募状況をご確認願います。

5. 受講料 12,980円【講習料 12,100円(消費税1,100円含む)+テキスト代 880円(消費税 80円含む)】

(1)支払先 ※締切日 10月30日(金)までに下記口座へお振込み願います。

千葉銀行茂原支店 普通預金口座 1327645 一般社団法人 茂原労働基準協会 事務局長 吉野仁美

(2)受講当日欠席の場合、受講料の返却は致しませんのでご了承ください。

6. 修了証交付 所定の課程を修了し、試験に合格した者には後日「修了証」を交付致します。

7. 申込み・問合せ先 (一社)茂原労働基準協会

〒297-0026 茂原市茂原 644-1 TEL&FAX 0475-36-2121

以上

【ご参考】

労働安全衛生法 第60条

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く)に対し、次の事項について、労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- 1 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 2 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 3 前2号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、労働省令で定めるもの。

労働安全衛生規則 第40条 (職長等の教育)

① 法第60条第3号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- 2 異常時等における措置に関すること。
- 3 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること。

② 法第60条の安全又は衛生のための教育は、次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる時間以上行わなければならないものとする。

事 項	職長安全衛生教育(時間)	安全衛生責任者教育(時間)	
作業方法の決定及び労働者の配置に関すること 1 作業手順の定め方 2 労働者の適正な配置の方法	2時間	/	
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 1 指導及び教育の方法 2 作業中における監督及び指示の方法	2.5時間		
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること 1 危険性又は有害性等の調査の方法 2 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 3 設備、作業等の具体的な改善の方法	4時間		
異常時等における措置に関すること 1 異常時における措置 2 災害発生時における措置	1.5時間		
その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること 1 作業に係る設備及び作業場の保守管理の方法 2 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2時間		
安全衛生責任者の職務等 1 安全衛生責任者の役割 2 安全衛生責任者の心構え 3 労働安全衛生関係法令等の関係条項	—		1時間
総括安全衛生管理の進め方 1 安全施工サイクル 2 安全工程打合せの進め方	—		1時間